



グリーン調達ガイドライン



2018年4月 第7版

梅沢技研株式会社

1. はじめに

今日、環境に対する意識は、消費者、企業、社会システムにおいて高まり、人類共通の認識として浸透し、「より豊かで、より美しい自然」を後世に残すことが使命となり、循環型社会への変換が求められています。

当社においても、映像・音声・制御を組み込んだ機器を製造・販売し、映像表示システムを構築する立場の会社として、地球環境の保全が経営の最重要課題のひとつとして位置付け、製品の開発・設計～部品・部材の購入～製造～販売・サービス～メンテナンスの事業活動全般にわたり、環境に対する影響、負荷をより軽減する活動に取り組んでいきます。

こうした弊社の環境への取り組みを具体化するため、2016年4月に「梅沢技研株式会社 環境方針」を改訂し、「製品の開発・設計における環境配慮」、「製品の製造における部材・部品の環境配慮」を重要な行動指針とし、「グリーンプロダクト」の提供を推進します。

グリーンプロダクトの推進には、部品・部材の調達から加工・実装・組み立て、配送、そしてお客様の使用、廃棄、処分・再利用の製品のライフサイクルを考慮していく必要があります。

そのため、お取引先様の協力が必要不可欠で、相互の努力の結果として「グリーンプロダクト」の提供ができるものと考えております。

このたび、環境負荷の少ない製品、ソフト、サービスの調達を推進するため、「梅沢技研株式会社 グリーン調達ガイドライン（第6版）」を改訂しました。

お取引先様のご理解とご協力なくして、こうした実現は困難ですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 梅沢技研株式会社 環境方針

梅沢技研は、2004年3月「環境方針」を制定し、環境保全に取り組んでいます。
2004年12月に環境方針を改訂し、省資源・省エネルギー製品の開発、設計及び部品・部材のグリーン調達は最優先課題として取り組んでいます。

■環境理念

梅沢技研は、全ての源である自然環境が保全・維持されることが、健全で生き生きとした社会実現への基本であり、環境とビジネスとの共生が当社の活動の重要な柱と考え、環境保全に積極的に取り組みます。

■環境方針

梅沢技研は、映像・音声・制御等の製品開発・設計及び製造・販売のビジネス活動を通じて、環境を守り後世に豊かな自然を受け渡す企業として、以下の方針に基づいて推進します。

○継続的改善

当社の活動・製品・サービスが環境に与える影響に配慮し、目的・目標を定め、定期的な見直しを行い環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。

○法令順守

事業活動の環境側面に関連する環境の法律・規制・条例及び当社の同意するその他の要求事項を遵守し、汚染を予防するとともに当社の基準を定め環境保全に取り組みます。

○優先取組

- i. 製品ライフサイクルの過程において環境に配慮し、適正な在庫に努め、省エネルギー、省資源に配慮した開発・設計に努めます。
 - ii. 使用する化学物質を把握し、環境に影響を及ぼす可能性のある化学物質の使用を出来る限り制限し、代替に努めます。
 - iii. 依存度の高い電気は、身近な問題であり、地球温暖化防止と資源の枯渇を防ぐため、電力消費の削減に努めます。
- IV. 使用する事務用品・備品は、環境負荷に配慮された物品の購入に努めます。

○文書化、教育、周知

全従業員に対して環境教育や啓蒙活動を行い、環境方針の理解と周知・徹底し、より確実なものとするために文書化を図り、教育・周知とともに実行し、維持し、環境保全活動を通じて地域社会に貢献します。

3. グリーン調達について

3-1. グリーン調達の目的

梅沢技研は、製品のライフサイクルにおけるすべての段階でより環境負荷の小さい「グリーンプロダクト」を提供していくため、製品の開発・設計段階から環境負荷の小さい部品・部材を調達すること＝グリーン調達することを目的としています。

また、当社製品のみならず、販売するすべての製品において、含有化学物質等の使用を禁止あるいは、制限し、製品の使用そして廃棄、処分が発生する環境リスクを低減していきます。

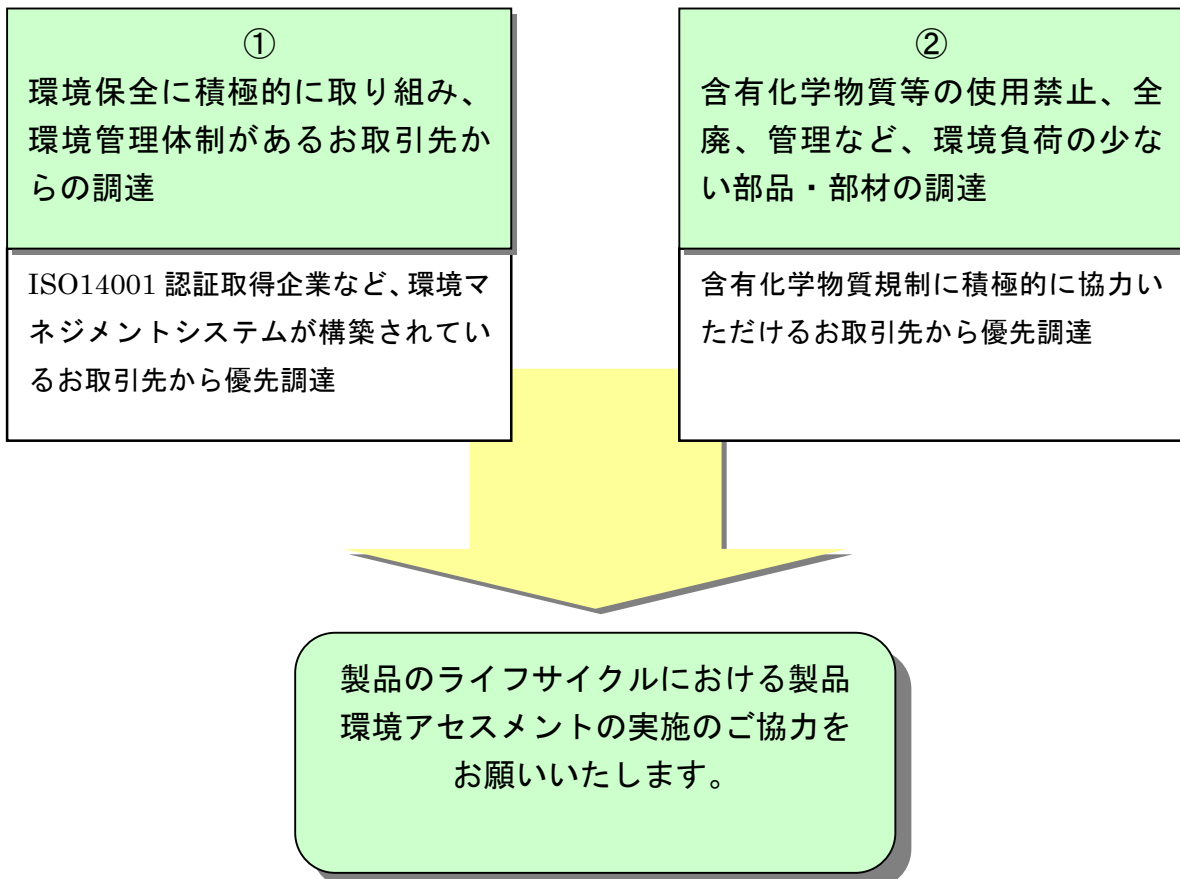
3-2. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、当社の製品製造において調達する製品、部品・部材（購買部品、外注部品）、製造依頼企業での生産活動を対象とします。

3-3. グリーン調達の考え方

グリーン調達とは、環境への負荷ができる限り小さいもの、また、含有化学物質等に取り組んでいるお取引先から、製品の部品・部材等を優先的に調達することです。

当社では、以下の考え方に則って、グリーン調達を推進します。



4. 製品のライフサイクルにおけるグリーン調達

製品のライフサイクルとは、環境負荷の小さい製品（グリーンプロダクト）づくりにおいて、部品・部材の調達～加工・実装・組み立て～輸送～製品の使用～廃棄・処分・再利用までの製品が作られ、使用され、最終的に廃棄される流れをいいます。

この製品のライフサイクルにおいて、製品の環境アセスメントを実施し、グリーン調達に取り組んでいきます。

製品のライフサイクル段階別取り組み

製品ライフサイクル	開発・設計	製造・生産・販売	お取引先様
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">部品・部材</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">配送</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">加工・実装 組み立て</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">製品出荷</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">製品使用</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">製品廃棄 処分、再利用</div>	<p>製品の開発・設計における 部品・部材の選定 環境有害物質の代替 リサイクル可能部品等 部品点数の低減</p> <p>梱包の省資源化</p> <p>使用時の省エネルギー メンテナンスの容易性</p> <p>分解の容易性 リサイクルの容易性 廃棄分類の表示</p>	<p>リサイクル可能部品、 リユース部品の選択等</p> <p>製造時の使用エネルギーの 削減、含有化学物質の規 制、廃棄物の削減、汚染 防止等</p> <p>製品出荷における輸送 環境負荷の低減</p> <p>リサイクル部品の回収、再利 用</p>	<p>含有化学物質規制の対応 等</p> <p>通い箱の活用、梱包材等 梱包の省資源化、再資源 化</p> <p>製造時の使用エネルギーの削 減、含有化学物質の規制、 廃棄物の削減、汚染防止 等</p>

5. お取引先への環境マネジメントシステムの構築の要望

当社のグリーン調達を推進するにあたって、お取引先へのISO14001の認証取得を要望していきますが、ISO14001認証を義務付けるものではありません。環境マネジメントシステムを構築し、含有化学物質の管理や省エネルギー活動、廃棄物の削減といった活動を推進していただくよう要望します。

お取引先の自社基準による環境マネジメントシステム構築につきましては、当社のISO14001に基づく基準に照らし合わせて、要求事項との整合性を確認させていただくことがありますので、必要に応じて関係書類の提出をお願いいたします。

当社が環境マネジメントシステムの整合性で求める事項は以下のとおりです。

ISO14001と当社要求の照合

ISO14001 要求事項	ISO14001 要求	当社 要求	当社の要求内容
4.1 一般要求事項	○		
4.2 環境方針	○	○	最高経営層により環境方針が策定されている
4.3.1 環境側面	○	○	事業活動において、環境負荷のある側面、有益な側面を洗い出しし、評価されている
4.3.2 法的及びその他の要求事項	○	○	事業活動上、環境に関連する法律や条令などを洗い出し、遵法されている
4.3.3 目的及び目標	○	○	環境方針、環境側面からの目的及び目標が具体的に設定されている
4.3.4 環境マネジメントプログラム	○	○	環境の目的・目標を達成できる環境マネジメントプログラム（活動計画）が作成され、実行されている
4.4.1 体制及び責任	○	○	環境活動の管理責任者が任命されており、環境活動の実行組織がある
4.4.2 訓練、自覚及び能力	○	○	環境活動における必要な訓練が実施されている
4.4.3 コミュニケーション	○		
4.4.4 環境マネジメントシステム文書	○		
4.4.5 文書管理	○		
4.4.6 運用管理	○		
4.5.1 監視及び測定	○		
4.5.2 不適合並びに是正及び予防措置	○		
4.5.3 記録	○		
4.5.4 環境マネジメントシステム監査	○		
4.6 経営層による見直し	○		

6. お取引先への含有化学物質規制の要望

6-1. 当社が指定する環境有害物質の規制

当社が調達する納入品について、次の各項による環境影響物質の規制を遵守してください。

6-1. 1. 含有禁止物質

国内外の法規制または当社の自主規制により、納入品に含有することを禁止している物質。当社では本物質を含有している納入品については、原則として購入いたしません。

(詳細は、6-1 表-1 参照)

6-1. 2. 含有全廃物質

納入品への含有をお取引先と一緒に全廃する目標を設定し、2005年3月までに全廃する物質。

(詳細は、6-1 表-1 参照)

6-1. 3. 含有回避物質

納入品への含有を、当社基準において回避し、削減する物質。

(詳細は、6-1 表-1 参照)

6-1. 4. 含有管理物質

納入品の含有量を管理すべき物質。

納入品に含有する場合には、物質の種類と含有量を提示して頂きます。今後、法規制や環境動向をみて必要に応じ、回避または削減していきます。

(詳細は、6-1 表-1 参照)

6-1. 5. 製造時使用禁止物質（オゾン層破壊物質）及び使用回避物質

納入品の製造工程において、法規制等により、使用を禁止する物質。

納入品の製造工程において、使用を回避または削減していく物質。

(詳細は、6-1 表-2 参照)

【参考：含有の定義と含有全廃物質の除外対象について】

- 含有とは、納入品の性能・機能を出すために含有することをいいます。また、不純物として含有する場合や意図せずに含まれる場合は含有としませんが、今後、法規制等の動向により見直します。
- 下記の用途で含有するケースについては、含有全廃物質から除外しますが、今後、法規制等の動向により見直します。

対象物質	含有全廃物質として対象外とするケース
鉛	高融点ハンダ（鉛 85wt%を超える）に含まれる鉛 セラミック製電子部品（誘導体、圧電素子等）に含まれる鉛 鋼材に合金成分として含まれる最大 0.35wt%の鉛 アルミ材に合金成分として含まれる最大 0.4wt%の鉛 銅合金に合金成分として含まれる最大 4wt%の鉛

7. お取引先への製品環境アセスメントの要望

7-1. 省エネルギー

納入品について、消費電力をできる限り削減する対策を講じるとともに、次の各項を遵守いただくようお願いいたします。

7-1. 1. 製造工程における省エネルギー

当社が購入する部品・部材、梱包材、製品の製造工程において、また加工・実装・組み立ての製造工程において、消費電力の使用量を削減する目標を策定し、削減努力していること。

7-1. 2. エネルギーの使用の合理化に関する法律の遵守

納入品において、法で定められた特定機器に該当する場合は、法の基準を遵守していること。

1) 法に基づき、エネルギー消費効率の表示

2) 法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めている

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）は、国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保を目的として、工場、建築物、機械工具についてエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講じることを求めている。

エネルギーの徹底した使用合理化の推進が必要との判断から、1998年6月5日に改正され、自動車の燃費基準や電気機器（家電・OA機器等）の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギーの消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー方式の考え方を導入し、併せて、担保措置が強化（現行の勧告に加え、勧告に従わなかった場合の公表、命令、罰則（罰金））された。

7-2. 再資源化

納入品は、製品使用の将来において、再資源化を用意するための配慮を行い、次の各項の基準を遵守いただくようお願いいたします。

7-2. 1. ポリ塩化ビニルの使用禁止

納入品について、廃棄時の処理によるダイオキシン等の発生をあらかじめ防ぐため、ケープルの被膜、電子部品の絶縁材料（熱収縮シート等）も含み、ポリ塩化ビニルを使用していないこと。（但し、代替が難しい場合は相談させていただきます。）

7-2. 2. 材料の統一

納入品は、使用する筐体の材料やプラスチック材料の種類をできる限り統一していること。

7-2. 3. リサイクル容易な材料の使用

納入品は、リサイクルが難しい材料をできる限り使用せず、リサイクルが容易な材料等を使用していること。

7-2. 4. 材料表示

納入品について、リサイクルを促進するため、またプラスチック部品のJISまたはISOの規格に沿った材料を表示していること。

7-2. 5. 取扱説明書等、添付資料等の材料

納入品に添付される取扱説明書やマニュアルといった資料等は、次の基準を遵守していること。

- 1) 資料全部に再生紙を使用していること。
- 2) 資料の表紙等において、再生を妨げるプラスチック・コーティングをしないこと。

7-3. 使用後の処理、処分の容易性

納入品について、製品使用後に処理、処分する際、分解や分別をできる限り容易にできるようにしていること。

7-3. 1. 分解、分別の容易性及び複合部品の低減

納入品は、安全性の確保や改造防止等のため、分解を困難にする必要がある場合を除いて、素手や一般工具（ドライバー、スパナ、ニッパ、ペンチ等）で同じ素材や材料に分解、分別できること。

【対象外の例】

- ・改造防止のために、法律や条令等で特殊ねじの使用等が義務付けられている製品・携帯電話、無線装置 等・火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある製品電源、バッテリー、電池類 等
- ・機能上代替手段が無い場合や適切な代替材料が無い製品（部品）電源および信号ケーブル類（フレキシブルケーブル含む）
- ・その他（使用後の処理・処分に影響を与えない複合部品、構造上やむをえないもの）
- ・プラスチック材料にシルク印刷を行った部品
 - ・金属部品への粘着テープ等接着剤の付着
 - ・樹脂コーティングされた鋼板
 - ・プリント板組立て品

7-4. 梱包材の環境配慮

納入品される梱包材は、次の各項に掲げる基準を遵守していただくようお願いします。

7-4. 1. 梱包材の材料

梱包材の材料は、次の基準を遵守していること。

- 1) 梱包材の段ボールは、古紙配合率 70 %以上のものを使用していること。
- 2) 梱包箱に使用されている紙系材料は、再生を妨げるプラスチック等のコーティング、化粧や印刷向上のためのアート紙類を貼り合わせ加工していないこと。

- 3) 梱包材は、不適切な処理によるダイオキシン等の発生を防止するため、適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用していないこと。
- 4) 保護袋は、真空用アルミパック、静電破壊防止袋、帯電防止袋等 特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 5) 紙系材料を使用した保護袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

7-4. 2. 梱包材への表示

梱包材は、次の基準を遵守し、表示を実施していること。

- 1) プラスチック材料を使用している包装材は、容易に確認できる位置に、J I S または I S O規格に沿った材料表示があること。
- 2) 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の特定容器包装に該当する包装材は、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）で義務付けられる識別表示を実施していること。

〔参考：資源有効利用促進法で義務付けられる識別表示〕

・2001年4月1日から「資源の有効利用の促進に関する法律」（通称：資源有効利用促進法）が施行され、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）で指定された「特定容器包装」（家庭で消費される製品の包装材）について、「その他紙製容器包装」と「その他プラスチック製容器包装」への識別表示が義務付けられた。

8. 紛争物質への取り組み

8-1. 紛争物質対応方針

当社は、当社業務運営に必要な材料・製品・サービス・情報を外部より調達するにあたり、当社全体が遵守すべき行動の基準を示すものとします。

8-2. 行動方針

当社は、映像・音声・制御等の製品開発・設計及び製造・販売のビジネス活動を通じて、以下の方針に基づいて行動し製品から紛争鉱物を排除するため次の取り組みを続けます。

- ・ 「グリーン調達ガイドライン」や「紛争物質対応方針」をさまざまな機会において、お取引様に当社の対応についてご理解いただくことに努め、それに従った取引をお願いしてまいります。
- ・ 米国『金融規制改革法』1502条に関わる最終規則で規定された紛争鉱物の使用に関し、お取引様と連携して責任ある鉱物調達を促進している団体である CFSI (Conflict-Free Sourcing Initiative) が提供するツールを用いてサプライチェーンの調査をしてまいります。
- ・ CFSI が取り組んでいる CFS (Conflict-Free Smelter) 認証プログラムで認証された製錬業者のみからの鉱物調達を実現するために、サプライチェーンを通じて、製錬業者に対して認証を受けるように要請してまいります。
- ・ 全従業員及び関係者に対して紛争鉱物対応に関する教育を行い、方針を周知させ対応を推進します。

6-1 表-1 含有化学物質規制リスト

含有化学物質リスト

分類	No.	物質群名	全廃目標
含有禁止物質	1	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	即日
	2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数3以上)	即日
	3	ヘキサクロロベンゼン	即日
	4	アルドリン	即日
	5	ディルドリン	即日
	6	エンドリン	即日
	7	DDT	即日
	8	クロルデン類	即日
	9	ビス (トリブチルスズ) =オキシド	即日
	10	N-パラ-フェニレンジアミン類	即日
	11	2, 4, 6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	即日
	12	アスベスト類	即日
	13	PBDE (ポリ臭化ジフェニルエーテル)	即日
	14	PBB (ポリ臭化ビフェニル)	即日
	15	カドミウム及びその化合物	即日
	16	アゾ化合物	即日
含有全廃物質	17	カドミウム及びその化合物 (15項以外)	2005年3月
	18	水銀及びその化合物	2005年3月
	19	鉛及びその化合物	2005年3月
	20	六価クロム化合物	2005年3月
	21	ポリ塩化ビニール (PVC)	2006年3月
含有回避物質	22	シアン化合物	
	23	ヒ素及びその化合物	
	24	セレン及びその化合物	
含有管理物質	25	ベリリウム及びその化合物	
	26	アンチモン及びその化合物	
	27	コバルト及びその化合物	
	28	有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド 以外)	
	29	テルル及びその化合物	
	30	タリウム及びその化合物	
	31	フタル酸エステル	
	32	ハロゲン系樹脂添加剤 (ヘキサクロロベンゼン、PBDE、PBB、塩化パラフィン以外)	
	33	ポリ塩化ビニル	
	34	ビスマス及びその化合物	
	35	クロム化合物 (六価クロム化合物以外)	
	36	ニッケル化合物	
	37	塩化パラフィン	
	38	放射性物質	
	39	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書対象物質)	

6-1 表-2 製造時使用禁止物質及び使用回避物質リスト

製造工程における化学物質

分類	No.	物質名	適用法令等
使用 禁止 物質	1	CFC 類	モントリオール議定書 オゾン層保護法
	2	1,1,1-トリクロロエタン	
	3	四塩化炭素	
	4	ハロン	
	5	HBFC	
使用 回避 物質	6	HCFC	モントリオール議定書(2020年~全廃) ^(注)
	7	臭化メチル	" (2005年~全廃) ^(注)
	8	トリクロロエチレン	水質汚濁防止法
	9	テトラクロロエチレン	
	10	塩化メチレン	

(注) : モントリオール議定書における、先進国規制スケジュール (1998年12月)